

新しい時代の地域資本主義に基づき活力ある持続可能な経済と社会の実現を図る条例  
をここに公布する。

令和五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第四十三号

新しい時代の地域資本主義に基づき活力ある持続可能な経済と社会の実現を図る

### 条例

#### 目次

##### 前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 基本的施策（第八条―第十条）

第三章 その他の措置（第十一条―第十三条）

##### 附則

我が国は、第二次世界大戦後、世界に類を見ない経済発展を遂げ、世界有数の経済大国となったが、バブル経済崩壊以降、長く経済の低成長と賃金低迷の時代にある。この間、市場任せ、株主偏重の従来型の資本主義のあり方が、将来に向けた成長投資の阻害、社会の中核を担う中間層の疲弊、都市と地方の地域間格差や気候変動問題などに見られる持続可能性への懸念など、市場だけでは解決できない多くの社会課題を生んだ。

これに加え、本県は大阪のベッドタウンとして発展してきた経緯から、他地域に大きく依存した経済構造となっており、急激な高齢化や労働力人口の減少が顕著になる一方、本県で育った若者の働く場の確保が十分でないなど、成熟したベッドタウンにおける課題が顕在化してきている。

こうした諸課題の解決には、未来への視点と他者を思いやる精神が足りない従来型の資本主義から、長期的な視点と公益を志向する精神で地域経済の発展を目指す、新しい時代の地域資本主義へと価値観を転換することが求められている。

一方、本県を経由する中央新幹線の完成や大規模広域防災拠点の整備、京奈和自動車道の概成をはじめとする本県発展の屋台骨となる産業基盤が整う見込みであり、これを機に多くの雇用が生まれることが期待される。

また、大和平野中央田園都市構想においては、多様な人材、先進的な技術や情報が集まる新拠点を中心に、スタートアップや関連産業が集積し、奈良発のイノベーションの

創出を目指す、新しいまちづくりが始まりつつある。

折しも、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済の再生が求められる中、未来を見て他者を思いやる新しい時代の地域資本主義に基づき、官民が協働して、県民の暮らしの豊かさにつながる持続可能な経済社会システムを構築していかなければならない。ここに、新しい時代の地域資本主義に基づく経済及び社会の振興について、事業活動が持続的に発展し、その利益が働く人へと還元され、地域を構成する主体が公益を志向し、地域が将来にわたって発展する、商って良し、働いて良し、世間に良しの三方良しの奈良県を実現するための施策を積極的に推進するため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この条例は、新しい時代の地域資本主義に基づく活力ある持続可能な経済及び社会の実現に関し、基本理念を定め、県の責務並びに事業者、関係団体等及び県民の役割を明らかにするとともに、新しい時代の地域資本主義に基づく経済及び社会の振興に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、自立的に発展する社会経済構造への転換を図り、もって県民の豊かな暮らしと地域の持続的な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- 一 新しい時代の地域資本主義 長期的な視点及び公益への志向により、県民の豊かな暮らし及び地域の持続的な発展を目指す考え方をいう。
- 二 事業者 県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び事業を営む個人をいう。
- 三 関係団体等 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、金融機関、大学その他の研究機関等の事業者を支援する団体をいう。
- 四 イノベーション 科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出すことをいう。

### (基本理念)

**第三条** 新しい時代の地域資本主義に基づく活力ある持続可能な経済及び社会の実現は、次に掲げる事項を旨として推進されなければならない。

一 生産性の向上その他事業の持続的発展に資する活動によって得られた利益が、当該事業者の成長発展に投資されるほか、働く人及び地域社会へ還元されること。

二 若者をはじめとする多様な人々から、起業、新たな就労その他の人生の第二の出発にふさわしい働く場として選ばれる地域をつくること。

#### （県の責務）

**第四条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、新しい時代の地域資本主義に基づく経済及び社会の振興に関する施策を体系化し、国、市町村、事業者及び関係団体等と連携して総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

#### （事業者の役割）

**第五条** 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

一 自らの事業活動が地域の発展を支えているという誇りと新たな事業を創造する気概をもって、経営の革新、新たな付加価値を獲得できる事業の仕組みの構築、イノベーションの創出等による努力を価格に転嫁できる力を高めること。

二 付加価値の高い優れた製品及び商品の生産若しくは販売又は役務の提供に必要な設備、人材、技術等への継続的な投資により生産性を向上させること。

三 県内外における製品及び商品の販路又は役務の提供の範囲の拡大を図り、県内外の需要に応じること。

四 就労環境の整備、教育訓練及び様々な業務に挑戦する機会の提供により、事業活動における付加価値の創出を担う多様な人材の活躍を促すとともに、再び挑戦することを支援する組織風土を醸成すること。

#### （関係団体等の役割）

**第六条** 関係団体等は、基本理念にのっとり、事業活動が持続的に発展するよう、その支援に積極的に取り組むとともに、国、県及び市町村と連携して、事業活動による利益が働く人及び地域社会に還元される社会的気運の醸成に努めるものとする。

#### （県民の役割）

**第七条** 県民は、基本理念にのっとり、事業者が果たす役割及び歴史と自然が豊かな本県の文化の価値を改めて認識し、県産の製品及び商品並びに県内の事業者が提供する役務の魅力を知るとともに、地域の発展のためには県内での消費の推進が不可欠であることについて、理解と関心を深めるよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策

(事業者が持続的に発展できる事業環境の実現)

**第八条** 県は、事業者が持続的に発展できる事業環境を実現するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 県内での消費の促進に必要な施策
- 二 事業活動の環境の向上に資する産業基盤の整備及び企業誘致に必要な施策
- 三 事業者間の調達の活性化並びに県外への移出力及び国外への輸出力強化に必要な施策
- 四 高い付加価値の獲得に資する労働生産性の向上に必要な施策
- 五 知的資産を有効に活用した新たな付加価値を獲得できる事業の仕組みの創造に必要な施策
- 六 大学その他の研究機関及び事業者の集積による新たな需要を獲得できるイノベーションの創出に必要な施策
- 七 自然災害、感染症その他の脅威や困難に対する回復力の強化に必要な施策

(働く人が働きやすい就労環境の実現)

**第九条** 県は、全ての働く人にとって働きやすい就労環境を実現するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 事業活動による利益が働く人の賃金や就労環境の改善等に還元されるための環境整備に関する施策
- 二 職業能力の開発及び向上の機会並びに学び直しのための教育の機会の提供等に関する施策
- 三 若者をはじめとする多様な人々を対象とした県内での起業への支援に関する施策

(地域経済が持続的に発展できる社会の実現)

**第十条** 県は、地域経済が持続的に発展できる社会を実現するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 事業活動による利益が働く人の賃金や就労環境の改善等に還元されることが地域の発展につながるといふ社会的気運を醸成するために必要な施策
- 二 地域を構成する主体による社会への貢献が地域活性化を促す仕組みの構築に関する施策

## 第三章 その他の措置

(協議の場の設置)

**第十一条** 県は、基本的施策の推進に当たっては、地域における経済情勢に関する情報の共有その他の必要な事項について、国、市町村及び関係団体等との協議の場を設けるものとする。

(基本計画の策定)

**第十二条** 知事は、基本的施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を定めるものとする。

(財政上の措置)

**第十三条** 県は、基本理念に基づき、新しい時代の地域資本主義に基づく経済及び社会の振興に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。